

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 平成31年3月27日付

(1) 戒告

① 不適正な事務処理

被処分者	①主事 44歳
事案の内容	被処分者は、担当する生活保護受給者から企業年金の遡及受給、知人等からの援助収入、老齢年金の遡及受給等による収入申告があったにも関わらず、過支給となった生活保護費の返還金6,352,082円について、生活保護法第63条に基づき、その全額を費用返還請求すべきところ、これに必要な事務処理を怠った。この事務処理の懈怠により、本来区へ返還されるべき返還金を生活保護受給者が全て費消する事態を発生させた。さらに生活保護受給者にはこの返還金を返還する資力が無いことが判明し、事実上返還金の回収が不能となる事態を招いた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成31年3月27日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号